

令和 8 年 度

大野小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事

図面番号	図 面 名
E - 1	特記仕様書①
E - 2	特記仕様書②
E - 3	特記仕様書③
E - 4	特記仕様書④
E - 5	特記仕様書⑤
E - 6	附近見取図・配置図
E - 7	キュービクル及び電灯盤結線図
E - 8	引込開閉器盤・空調制御盤・動力盤結線図
E - 9	1 階平面図
E - 10	2 階平面図
E - 11	立面図

阿南市 教育委員会 教育部 教育総務課

1. 工事概要

1. 工事名称

大野小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事

2. 工事場所

阿南市下大野町三条

3. 建物概要

建物名称	大野小学校 屋内運動場
構造・規模	RC造(1F) S造(2F) 地上2階
敷地面積	5,513 (m2)
延床面積	740 (m2)
消防法施行令別表第1の区分	7項

4. 工事種目

種 目	工 事 概 要
電気工事	空調工事に伴う電気工事一式
	屋内運動場電灯・動力切替（特例需要場所）に伴う電気工事一式
関連工事	
大野小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事	空調機（スポットパズーカ）5台の新設
	空調機の新設に伴う天井の一部撤去及び張替
大野小学校屋内運動場屋根改修工事	屋根改修

5. 猛暑を考慮した工期

本工事は猛暑を考慮した工期設定の（対象）・ 対象外 ）工事である。
猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
(1)作業不能日数：5日間
(2)観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_蒲生田地点
(3)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_蒲生田地点におけるWBG値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
(4)作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。
（※ 阿南市で特例措置が出た場合、記載する）

II. 共通仕様書

(1)項目は、番号に○印が付いたものを適用する。
(2)特記事項は、○印が付いたものを適用する。○は総て適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一 章 共 通 事 項	① 適用基準	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年改定 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ①建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。） ②建築改修工事監理指針 令和4年版 ③電気設備工事監理指針 令和4年版 ④機械設備工事監理指針 令和4年版 ② 優先順位 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 ①質問回答書（②から⑤に対するもの） ②補足説明書 ③特記仕様書（共通仕様書を含む） ④図面 ⑤公共建築工事標準仕様書等 ③ 工事実績データの登録 (1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2)受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

章	項 目	特 記 事 項
④	工程表	◎受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。
	⑤ 工事の着手	◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。
	⑥ 施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。
	⑦ 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。 ◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。） ◎受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。
⑧	施工体制台帳及び施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2)施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)営備業者の記載 受注者は、交通誘導営備員を配置するときは、営備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
	⑨ 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

章	項 目	特 記 事 項
⑩	施工中の安全確保	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分に周知・徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度、補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から下ろす作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（任意様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ・仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート（任意様式）」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ・上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。 ・受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。 ◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。 ◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。 ◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。 ◎受注者は、工事施工途中に工事的目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。 ◎当該工事が分離発注の工事においては、受注金額が最も高い受注者を「統括安全衛生管理義務者」に選任するものとする。（労働安全衛生法第30条第2項）

	阿南市富岡町トノ町1 2番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299	●工事名 大野小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事	●縮尺 NON	設 計	図 面 番 号
		●図面名 特記仕様書①	●年月 令和8年6月		E-1

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
11. 撤去時の資機材残置の防止	⑫ 交通安全管理	・足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。	一 章 一 般 共 通 事 項	・建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 ＝また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全量写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ・資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ・受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ・再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 ・建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工士の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 ・建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。 ・建設発生土の最終搬出先の記録・保存 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。 ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。 (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの） (2) 他の建設現場で利用する場合 (3) スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード	⑭ 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a) 以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ・製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。 ＝また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。		
		⑬ 発生材の処理等				◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び価値材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始めとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェストA票及びD票またはE票）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（あり）、なし。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 (3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎アスベスト含有成形板の除去（レベル3） ・養生等 (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外周足場（種類：、仕様枚布、D= cm、シート種類：） 仮囲い高さ：H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場（種類：脚立足場） 養生種別（【床】養生シート張り 二重張り シート厚0.15mm 【壁】一重張り シート厚0.08mm） ・工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。 ・除去箇所一覧表 階 数 場 所 箇 所 建 材 種 別 面 積 既設外壁貫通、既設外壁への支持材設置（E－9 図面）参照 ・施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。		

	阿南市富岡町トノ町1 2 番地 3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299	●工事名 大野小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事 ●図面名 特記仕様書②	●縮尺 NON ●年月 令和8年6月	設 計 専 務 図 面 番 号 E-2
--	---	---	---------------------------------	------------------------------

章 項 目		特 記 事 項		章 項 目		特 記 事 項		章 項 目		特 記 事 項							
15. 化学物質を発散する 建築材料等	⑮ 施工	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。		◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、横仕記載の「疑義に対する協議等」による。 ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は教育総務課（22-3299）へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければならない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。		⑰ 仮設トイレ	◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。		20. 仮設トイレ	◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事 原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。 ＝受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない＝ (注) 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 (注) 快通トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。		21. 設計変更箇所確認	◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。		22. 工事検査及び技術検査	◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。	
		④当初請負対象額 一般（指名競争）入札工事 低入札工事 3千万円未満 ー 1回 3千万円以上5千万円未満 ー 2回 5千万円以上1億円未満 1回 2回 1億円以上 2回 3回															
		(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。															
⑰ 建設機械等	⑲ 完成因等	◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。 ◎外壁改修工事等において、足場が撤去され、しゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。 ・電子納品：対象外 ◎受注者は、一原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事など各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。		26. 公共事業労務費調査	◎提出書類 ・しゅん工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着事前及び完成写真）、電子データ1部） ・使用材料一覧表（1部（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ1部） ・保全に関する資料 ・阿南市建築工事様式集で監督員が指示した図書（必要部数）		27. 暴力団等からの不当要求 又は工事妨害の排除	◎提出書類 ・しゅん工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着事前及び完成写真）、電子データ1部） ・使用材料一覧表（1部（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ1部） ・保全に関する資料 ・阿南市建築工事様式集で監督員が指示した図書（必要部数）									
		◎提出書類 ・しゅん工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着事前及び完成写真）、電子データ1部） ・使用材料一覧表（1部（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ1部） ・保全に関する資料 ・阿南市建築工事様式集で監督員が指示した図書（必要部数）															
		◎提出書類 ・しゅん工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原図版とする） ・工事写真（写真帳1部（着事前及び完成写真）、電子データ1部） ・使用材料一覧表（1部（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ1部） ・保全に関する資料 ・阿南市建築工事様式集で監督員が指示した図書（必要部数）															
18. 遠隔臨場の試行	⑳ 事故報告書	◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。 ◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事的目的の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 ◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。 ◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は、竣工図に反映させること。		28. 公共事業労務費調査	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (2)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (5)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (6)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (7)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (8)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (9)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (10)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (11)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (12)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (13)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (14)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (15)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (16)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (17)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (18)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (19)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (20)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (21)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (22)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (23)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (24)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (25)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (26)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (27)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (28)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (29)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (30)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (31)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (32)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (33)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (34)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (35)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (36)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (37)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (38)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (39)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (40)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (41)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (42)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (43)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (44)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (45)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (46)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (47)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (48)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (49)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (50)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (51)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (52)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (53)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (54)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (55)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (56)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (57)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (58)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (59)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (60)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (61)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (62)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (63)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (64)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (65)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (66)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (67)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (68)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (69)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (70)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (71)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (72)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (73)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (74)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (75)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (76)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (77)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (78)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (79)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (80)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (81)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (82)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (83)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (84)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (85)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (86)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (87)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (88)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (89)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (90)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (91)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (92)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (93)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (94)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (95)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (96)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (97)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (98)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (99)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (100)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (101)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (102)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (103)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (104)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (105)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (106)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (107)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (108)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (109)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (110)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (111)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (112)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (113)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (114)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (115)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (116)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (117)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (118)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (119)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (120)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (121)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (122)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (123)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (124)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (125)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (126)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (127)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (128)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (129)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (130)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (131)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (132)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (133)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (134)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (135)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (136)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (137)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (138)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (139)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (140)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (141)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (142)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (143)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (144)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (145)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (146)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (147)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (148)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (149)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (150)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (151)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (152)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (153)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (154)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (155)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (156)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (157)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (158)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (159)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (160)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (161)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (162)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (163)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (164)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (165)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (166)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (167)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (168)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (169)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (170)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (171)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (172)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (173)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (174)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (175)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (176)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (177)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (178)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (179)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (180)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (181)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (182)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (183)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (184)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (185)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (186)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (187)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (188)受注者は、発注者及び所												

第二章電気設備工事特記事項

①官公署その他への届出手続等

◎本工事に必要な官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕<Ⅰ>1.1.3）により行う。なお、監理指針<Ⅰ>1.1.3を参考とする。

◎官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。

2技能士

・技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士または二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
技能士は、適用する工事で、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を示明するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・ とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート工事	型枠施工 コンクリート圧送施工	・ 型枠工 ・ コンクリート圧送工
鉄骨工事	鉄工	・ 構造物鉄工
コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事	ブロック建築 ・ エーエルシーパネル施工	・ コンクリートブロック工 ・ エーエルシーパネル工
防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工 ・ アクリルゴム系塗膜防水工 ・ 合成ゴムシート防水工 ・ 塩化ビニルシート防水工 ・ セメント系防水工 ・ シーリング防水工 ・ 改質7層シート工 ・ FRP防水工
石工事	石材施工	・ 石張り
タイル工事	タイル張り	・ タイル張り
木工事	建築大工	・ 大工
屋根及びとい工事	建築板金 スレート施工	・ 内外装板金 ・ スレート工
金属工事	内装仕上げ施工 建築板金	・ 鋼製下地 ・ 内外装板金
左官工事	左官	・ 左官
建具工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工	・ ビル用サッシ ・ ガラス工 ・ 自動ドア
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工 サッシ施工	・ 金属カーテンウォール ・ ビル用サッシ
塗装工事	ガラス施工 塗装	・ ガラス工 ・ 建築塗装
内装工事	内装仕上げ施工 表装	・ プラスチック系床仕上げ ・ カーペット系床仕上げ ・ ボード仕上げ ・ 壁装
配管工事	配管	・ 建築配管
舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペイントハンドマーカ ・ 加熱ペイントハンドマーカ
植栽工事	造園	・ 造園
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器

③他工事との工事区分

・図面に記載されていない他工事との工事区分は次表による。

	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他
梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○	
同上穴埋補修		○	○	○	
スリープ開口補強(鉄筋)	○				
同上(リンブレン等)	○				
床、天井点検口	○				
設備機器天井開口墨出し		○	○	○	
同上切込み及び開口補強	○				
衛生器具取付のブロック壁			○		
空洞部分のモルタル埋め					
縦樋(GLまで)	○				
盤、便器等の箱入れ		○	○	○	
同上補強	○				
給排水グラリ取り付け	○				
空調機器類の基礎工事	○				

◎管工事及び電気工事の工事区分は、E-9図面の工事区分表による。

④施工条件

◎施工条件は下記による。
・施設の使用に影響のある、振動、騒音、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施行できない。
また、休日においても施工管理者から作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
・平日の午前7時30分から8時までの間は通学時間と重なる為、工事車両は通行しないものとする。
なお、その他の時間においても行事等の関係から通行禁止の要望がある場合は、工事車両の通行を禁止する場合がある。
・現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
・工程表は、全体工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員・施設管理者へ提出し、承認を得ること。
・施設内での行事（イベント）により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
・施工時間は、原則8:30～16:30までとする。ただし、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りでない。
・本工事は、完成した部位毎に部分供用を開始する予定である。部分供用開始前には、発注者・受注者・施設管理者の3者立会いの下、現場及び書面の確認（簡易）を行うので、受注者は、日頃の書面整理に努めておくこと。
・現場着手前に改修範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。
・特例需要場所（四国電力送電線）申請は、受注者がおこなうこと。また、特例需要場所に伴う送配電改修費（四国電力送電線）への負担金は受注者が支払うものとする。発注者は、特例需要場所に伴う送配電改修にかかった費用の全額を変更契約により受注者へ支払うものとする。

◎発生材の処理等は、受注者側で適切に処理すること。

◎発生材の処理等は、標仕<Ⅰ>1.3.9「発生材の処理等」により行う。

◎産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	車両	所在地 処分地	運搬距離 (km)
コンクリート(汚筋)	県南クリーン(有)	2t	阿南市津乃峰町西分178-1 阿南市津乃峰町西分178-1	11.7

＝(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者（以下「優良産業廃棄処分業者」という。）」であることを示す＝

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
＝なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること＝
また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

・建設発生土の処理は次のとおりとする。
・構内敷きならし

・構内の指示場所（図示）に集積

・構外に搬出し適切に処理 ※土壤検査を本工事で（ ・行（箇所） ・行わなし ）
なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によると、構外搬出の場合の処理は次のとおりとする。
・最終処分場の指定
排出土：
会社名：
所在地：
処分単価：
運搬距離：
運搬経路：

・仮置き場の指定及び養生方法
場所：
養生方法：

◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。

・工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

◎アスベスト除去に伴う壁・床面の養生はE-9図面参照とする。

⑤発生材の処理等

⑥養生

第三章項目特記事項

⑦機材の品質等

◎本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等以上のものとする。
ただし、同等以上のもを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

◎下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(Ⅰ)から(Ⅴ)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
(Ⅰ) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
(Ⅱ) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
(Ⅲ) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(Ⅳ) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
(Ⅴ) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品目	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（OA盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CM形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のもの）、ラインインタラクティブ方式 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

◎機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

◎機材の検査に伴う試験については、標仕 <Ⅰ>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

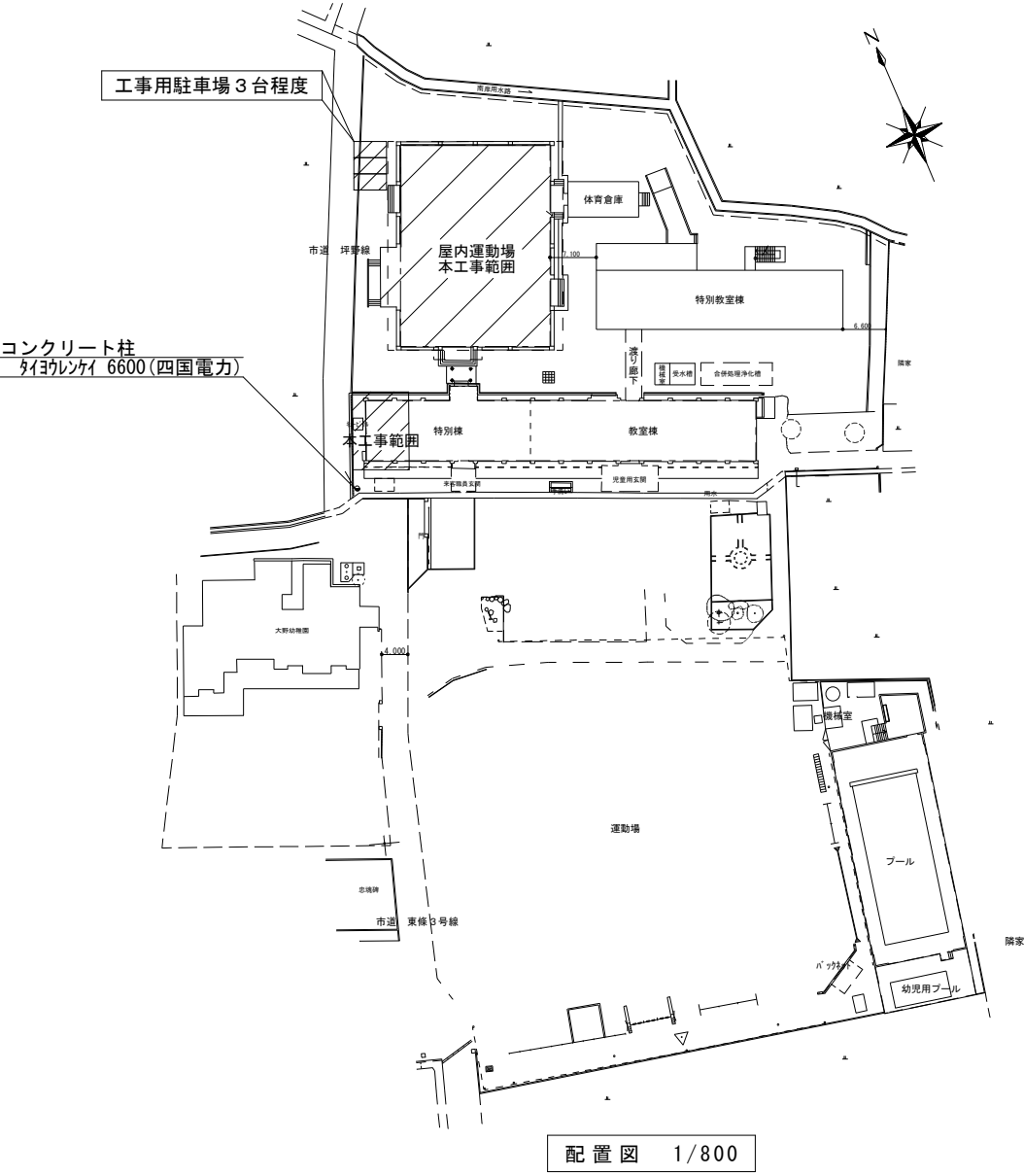
◎工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。

◎工事の施工に先立ち、工事関連部門の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

・設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種類、重要性及び設置箇に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に

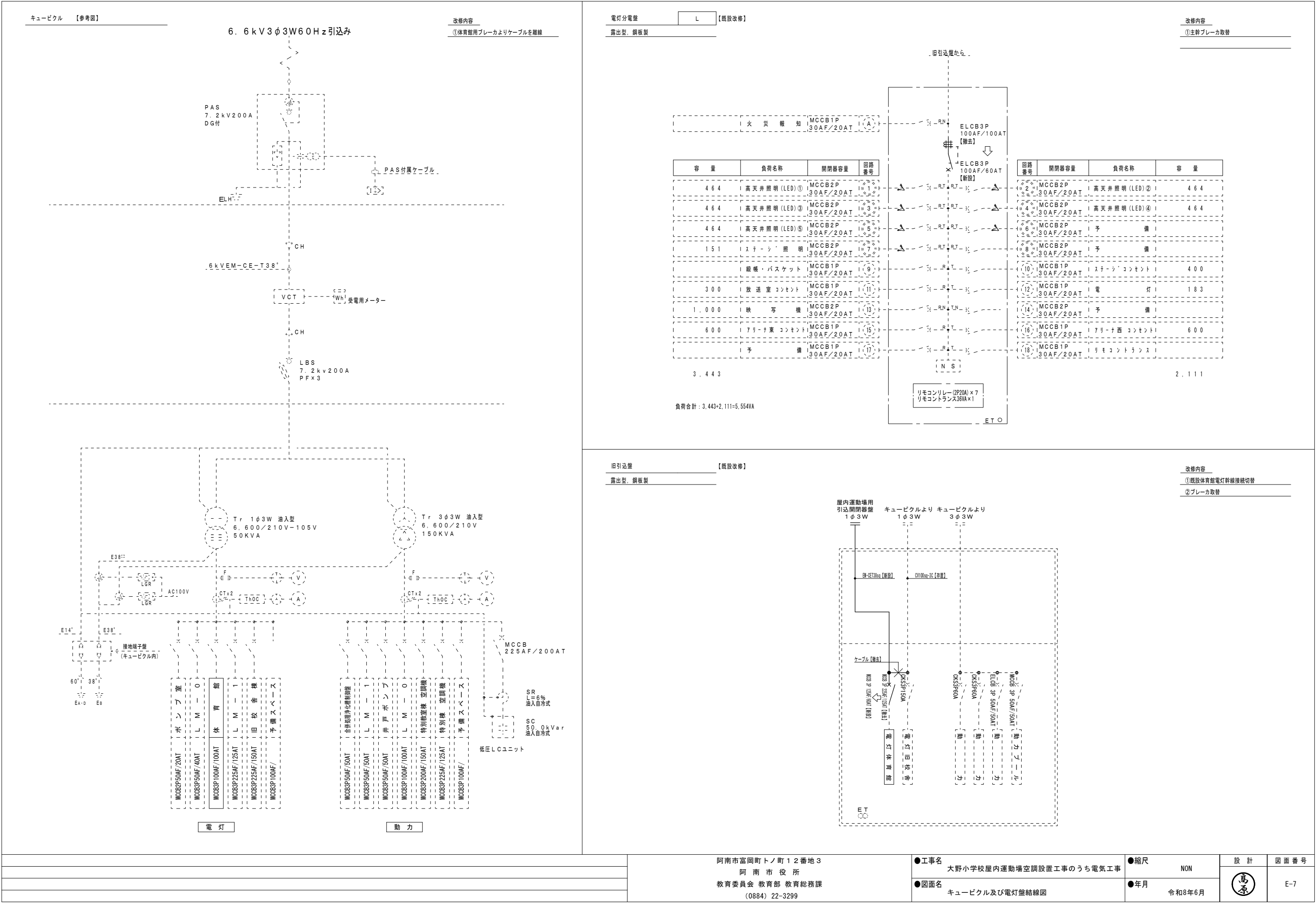


附近見取図



配置図 1/800

		阿南市富岡町トノ町12番地3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299	●工事名	●縮尺	設 計	図面番号
			大野小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事	図示		E-6
			●図面名	●年月		
			附近見取図・配置図	令和8年6月		



屋内運動場用引込開閉器盤【新設】

露出型、SUS製、指定色塗装

W600×H1200×D200

600

200

500

1,200

390

590

490

電灯

動力

Wh

Wh

MCCB3P
100AF/60AT

MCCB3P
225AF/150AT

屋内運動場空調動力盤【新設】

屋外露出防水型、SUS製、指定色塗装

W600×H800×D200

屋内運動場用引込開閉器盤より
3φ-3W 220V

MCCB 3P
225AF/150AT

MCCB 3P
50AF/30AT

ELCB 3P
50AF/30AT

MCCB 3P
50AF/30AT

MCCB 3P
50AF/30AT

MCCB 3P
50AF/30AT

負荷名称

容量、運転電流、(最大電流)

体育館空調(SAC1)

4.40kVA、7.47A、(18.7A)

体育館空調(SAC2)

4.40kVA、7.47A、(18.7A)

体育館空調(SAC3)

4.40kVA、7.47A、(18.7A)

体育館空調(SAC4)

4.40kVA、7.47A、(18.7A)

体育館空調(SAC5)

4.40kVA、7.47A、(18.7A)

予備スペース

TOTAL 22.0kVA、37.4A、(93.5A)

ET

空調制御盤【新設】

露出型、鋼板製、指定色塗装

W700×H700×D150

700

150

590

700

590

多機能ワイヤードリモコン(W120×H120×D19)

露出スリットボックス(2ヶ用)(W120×H120×D50 VE)

風量リレーコントローラ(W65×H95×D81.5)

配線ダクト

手元開閉器①～④【新設】

屋外露出防水型、樹脂製

高調波対応形

参考品番：BED330371N(n'パナチ機)

屋内運動場空調動力盤より
3φ-3W 220V

ELCB 3P
50AF/30AT

負荷名称

容量、運転電流、(最大電流)

体育館空調(※)

4.40kVA、7.47A、(18.7A)

ET

※負荷名称の(※)の部分は、各空調機の機器記号(SAC1,3～5)を明記すること。

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市役所

教育委員会 教育部 教育総務課

(0884) 22-3299

●工事名

大野小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事

●図面名

引込開閉器盤・空調制御盤・動力盤結線図

●縮尺

NON

●年月

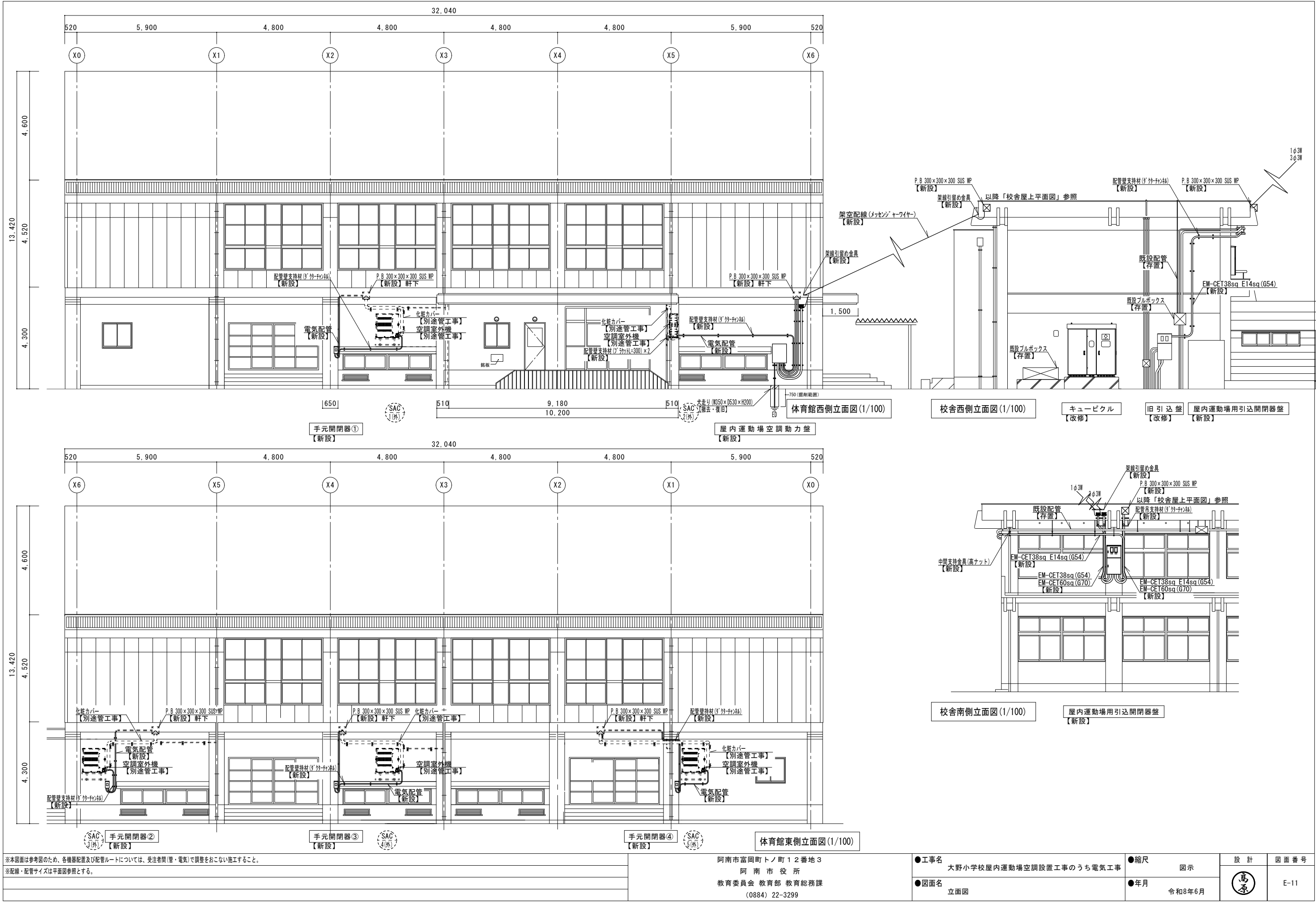
令和8年6月

設計

図面番号

鳥居

E-8



※本図面は参考図のため、各機器配置及び配管ルートについては、受注者間(管・電気)で調整をおこない施工すること。
※配線・配管サイズは平面図参照とする。

阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所
教育委員会 教育部 教育総務課
(0884) 22-3299

●工事名
大野小学校屋内運動場空調設置工事のうち電気工事
●図面名
立面図
●縮尺
図示
●年月
令和8年6月

設計
図面番号
E-11